

公共事業環境配慮書

農政部 農地整備課

事業名称		
事業名	県営農村地域防災減災事業	
整理番号	29-2	
事業の種類	ため池の改修	
市町村名	上伊那郡飯島町	
箇所名	千人塚地区	
事業年度	平成29年度～平成31年度	
事業概要		
目的	平成26年度に実施した耐震性点検の結果、耐震性が確保されていないことが確認されたため、本事業により耐震対策を実施し、下流域の安全の確保を図る。	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	堤体改修工 L=170m、底樋改修工 L=150m	
関連する事業計画	特になし	
その他特記事項	特になし	
関係法令等の規制		
自然環境保全地域等の指定状況	県立自然公園	
土地利用規制の状況	なし	
その他	なし	
社会的要素 留意すべき地域の概況		
交通の現況	事業区域の南側に一般県道千人塚公園線が位置する。	
土地利用の現況	山地・丘陵にあるため池である。 湖面の観光利用がある。	
生活関連施設の現況	住居や飲食店等が点在している。 マレットゴルフ場があり、利用者が多数いる。	
その他	特になし。	
自然的環境要素 環境配慮の方針		
大気環境	留意すべき地域の概況	生活関連施設がある。
	【大気汚染の防止】	
	・土砂表層の散水や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い粉じんの飛散を防止する。	
	・排出ガス対策型の車両や機械を採用する。 ・資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行は出来るだけ避ける。	
水環境	留意すべき地域の概況	ため池である。 用水の取水地点がある。
	【水質汚濁の防止】	
	・地盤改良は適切な薬液を選定し、必要最低限の薬液注入範囲とする。	
	・沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。	
地形・地質	留意すべき地域の概況	丘陵である。
	【改変面積の最小化】	
	・地形の改変の少ない位置・ルート・工法を選定する。	
	・工事により裸地化する箇所は早期の緑化・植栽を行う。 ・工事施工ヤードの設置は必要最小限の面積とする。	
野生動植物	留意すべき地域の概況	里山の地域である。
	【自然環境の保全上重要な地域の改変の回避】	
	・自然性の高い地域や希少な動植物の生息・生育地等、自然環境の保全上重要な地域の改変を出来るだけ避ける。	
	【野生動植物の生息・生育空間の保全】	
・ため池に生息する魚類は捕獲し移動させる。		
・回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な植物を生育適地へ移植する又は生育地を創出し移植する。		
・回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な動物を生息適地へ移動させる又は生息環境を創出し移動を促す。		
・ため池内部や堤体に希少植物や希少昆虫の食草が確認された場合必要に応じて保全措置を行う。		

		<p>【動物の繁殖期における影響の低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カイツブリやヨシゴイなどの絶滅危惧種の生息・繁殖が確認された場合、工事期間の調整などの配慮に努める。 <p>【地域独自の生物多様性の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表土を植生用客土として活用し、在来種による植栽・緑化を行う。 ・在来種による植樹・緑化を行う際は自生個体群の遺伝的攪乱がおきないように配慮する。 ・ブルーギルやブラックバスが生息する場合、排水にあたり流出しないよう配慮する。 <p>【動植物への負担の少ない形状・素材の使用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然石、自然素材又は多自然型製品等動植物への負荷の少ない素材を使用する。
景観	留意すべき地域の概況	湖沼景観を形成している。 中央アルプスを眺望できる位置である。
		<p>【すぐれた景観の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。 ・主要な景観資源の改変を出来るだけ避け、影響を及ぼすおそれがある場合は修景に努める。 <p>【良好な景観の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採は出来るだけ避ける又は植樹等による緑化に努める。
自然とのふれあい	留意すべき地域の概況	県立自然公園に指定されている。 遊歩道がある。 マレットゴルフ場がある。
		<p>【自然とのふれあいの場への立地の回避】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の人が利用している自然とのふれあいの場又はふれあい活動に重大な影響を与える周辺環境の改変を出来るだけ避ける。 <p>【自然とのふれあい空間の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採は出来るだけ避ける又は植樹等による緑化に努める。
廃棄物・建設残土		<p>【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。 ・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。 ・木材チップを使用する場合、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例を順守する。 <p>【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。 <p>【資源の有効利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の使用に努める。 ・再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用に努める。 ・信州リサイクル認定製品の利用を推進する。
省資源・省エネルギー・温室効果ガス		<p>【環境への負荷の少ない機械の利用等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。 ・点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。 ・アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。

番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解
1	野生動植物	ため池の内部のほか、堤体にも希少植物や希少昆虫の食草となる植物などの生育状況を確認し、必要に応じて保全措置を行うこと。	野生動植物の生息・生育空間の保全として「希少植物及び希少昆虫の食草となる植物」についての保全措置を追記しました。
2	野生動植物	在来種による植樹・緑化等を行う際は、近隣の自生個体群の遺伝子攪乱がおきないように、遺伝的地域性に配慮して行うこと。	地域独自の生物多様性の保全として「在来種による植樹・緑化等」について遺伝的地域性への配慮を追記しました。
3	野生動植物	ため池にブルーギル・ブラックバス等が生息する場合には、排水にあたって流出しないように配慮すること。	地域独自の生物多様性の保全として「ブルーギル・ブラックバス等」について流出への配慮を追記しました。
4	野生動植物	カイツブリやヨシゴイなど絶滅危惧種がいないかどうか調査をし、生息・繁殖が確認された場合には、繁殖期間における工事期間の調整などの配慮をすること。	動物の繁殖期における影響の低減として「カイツブリやヨシゴイなどの絶滅危惧種」についての配慮を追記しました。
5	廃棄物・建設残土等	木材チップを使用する場合は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第9条及び同条例施行規則第6条の木くずチップの使用に関する基準を順守すること。	建設廃棄物や建設残土の発生抑制として「木材チップの使用」についての条例順守を追記しました。